横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第488号)

平成19年3月27日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成18年8月24日まち建企第454号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合、局長決裁によるものか、理由を明記したもの」及び「神奈川県・川崎市・横須賀市・横浜市の建築行政主管者による指定確認検査機関制度問題連絡会議第1回担当者会議事例集に日吉のからぼり問題が記載されており、その資料」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合、局長決裁によるものか、理由を明記したもの」及び「神奈川県・川崎市・横須賀市・横浜市の建築行政主管者による指定確認検査機関制度問題連絡会議第1回担当者会議事例集に日吉のからぼり問題が記載されており、その資料」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合、 局長決裁によるものか、理由を明記してほしい。」(以下「本件申立文書1」という。)及び「神奈川県・川崎市・横須賀市・横浜市の建築行政主管者による指定確認検査機 関制度問題連絡会議第1回担当者会議事例集に日吉のからぼり問題が記載されており、 その資料を提出してください。」(以下「本件申立文書2」という。本件申立文書1 及び本件申立文書2を総称して「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件 請求」という。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成18年6月1 日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというもので ある。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書 1 については、「非開示された場合」との開示請求書の文面から、 請求時に存在しない文書について述べているものと判断し、不存在のため非開示と した。
- (2) 本件申立文書 2 については、神奈川県、川崎市、横須賀市及び横浜市の建築行政主管者による指定確認検査機関制度問題連絡会議(以下「連絡会議」という。)の資料にからぼり問題に関する資料は添付しておらず、不存在のため非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) いわゆる地下室マンション問題は、マスコミや横浜市議会の市民建築委員会(当時) でも大きく取り上げられた。その結果、横浜市斜面地における地下室建築物の建築 及び開発の制限等に関する条例(平成16年 3 月横浜市条例第 4 号)が平成16年 6 月に 施行された。平成17年6月1日、建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正が施行 されて、容積率算定の基礎となる地盤面の設定を条例で規定することが可能となった。 平成17年12月横浜市は横浜市建築基準条例(昭和35年10月横浜市条例第20号)の改正 を施行した。これは横浜市民の住環境問題に対する関心の高さの表れであり、運動の 成果でもある。ただ残念なことに、港北区日吉本町に在るマンション(以下「本件マ ンション」という。)のからぼり(以下「本件からぼり」という。)の問題には重大 な疑念を抱いている。横浜市建築審査会(以下「建築審査会」という。)から特定行 政庁(本件の場合は、実施機関のことを指す。)に対して鑑定依頼(平成15年11月6 日)があり、平成16年2月26日横浜市はその回答をしている。約4か月の協議内容を 示す議事録の存在については否定しているが、常識的には考えられない行為である。 横浜市建築基準法取扱基準集(まちづくり調整局指導部建築調整課(現在。当時は、 建築局建築指導部建築企画課)編集。以下「建築基準法取扱基準」という。)で規定 する「大規模なからぼり」に該当するか否かを鑑定依頼したのに、なぜ計画の変更を 認めてしまったのか、その経緯を説明する資料があると思う。この行政文書が非開示 とされたことは違法である。
- (3) 連絡会議の資料と議事録には、本件からぼりの事例が紹介されている。その「からぼり」は、建築基準法取扱基準に合わない内容で確認を行ったことが、明記されている。この根拠となる資料は当然存在している筈であり、非開示は違法である。
- (4) 次のことを横浜市に問い掛けたい。
 - ・横浜市長の「徹底した情報公開」の真価を問い正すことである。
 - ・真実を有りの儘に公開し、誤った判断を行った時どう訂正していくのか横浜市の 姿勢が問われている。
 - ・行政にとって不利になる重要案件を条例第10条第2項の悪用により、いつまでもブラックボックス化することは許されない。このような異常事態が続くならば、今回のケースも後世に汚点を残すことになる。
- (5) 約4か月弱の鑑定期間中に特定行政庁は、設計者・事業者そして指定確認検査機関 (国土交通大臣等が指定した建築計画の確認検査業務等を行う者)との協議を行って

いたのか。もし、協議を行っているのであれば、この協議議事録は当然存在している はずである。

- (6) 本件申立文書 1 の「上記「からぼり問題」の行政文書」とは、本件開示請求書に と記して記載した請求文書のことであり、本件申立文書 1 とは、それが非開示決定さ れた場合に、決定したのが誰かということがわかる文書のことである。
- (7) 実施機関は、連絡会議の資料に、「・・・横浜市の基準法の取扱い基準に合わない 内容で確認を行った。・・・」と記載している。本件申立文書 2 は、実施機関がこの ように考えるに当たって根拠となった資料を請求したものである。

5 審査会の判断

(1) 本件からぼりに係る経緯について

平成15年5月、建築審査会に、指定確認検査機関が行った本件マンションの建築確認処分の取消しを求める審査請求が提起され、建築審査会は、同年11月、実施機関に対し、本件からぼりが建築基準法取扱基準が規定する「大規模なからぼり」に該当するか否かの鑑定を依頼した。これに対し、実施機関は、鑑定の依頼を受けた後に建築主から建築計画の変更がなされたため、変更後の建築計画は「大規模なからぼり」に該当しない旨、平成16年2月、建築審査会に回答した。当月、建築審査会は、当該審査請求に対し、棄却の裁決を行っている。

(2) 本件申立文書について

本件開示請求書の「開示請求に係る行政文書の名称又は内容」欄には、「 港北区日吉本町マンション建築確認処分の取消請求事件 横浜市建築審査会より特定行政庁に鑑定依頼(からぼり問題)された件の報告書。(審査会に対する報告書)」、「 上記「からぼり問題」の起案書(建築局長に対して)上記鑑定時の会議議事録。(からぼり検討内容報告書)」、「 上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合、局長決裁によるものか、理由を明記してほしい。」及び「 神奈川県・川崎市・横須賀市・横浜市の建築行政主管者による指定確認検査機関制度問題連絡会議第1回担当者会議事例集に日吉のからぼり問題が記載されており、その資料を提出してください。まちづくり調整局建築企画課」と記載されている。

これら請求文書のうち、 と記されたものが本件申立文書 1 であり、 と記されたものが本件申立文書 2 である。

(3) 事情聴取における本件処分等についての説明

当審査会は、本件申立文書の存否を確認するため、平成18年12月27日に実施機

関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

- ア 本件開示請求書の「上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合・・・」との記載から、本件申立文書1は、開示請求時に存在していない文書であると判断し、不存在非開示とした。
- イ 平成17年6月に、申立人から「審査会から依頼を受けて回答書を作成するために作られた文書」という開示請求を受けた際に、鑑定時の会議議事録は作成していないため存在しないと話した。本件からぼりの鑑定のために打ち合わせは行ったが、その際の議事録は作成しなかった。議事録がないということは、本件請求前に何度か申立人に話をしている。
- ウ 本件開示請求書の記載内容から、本件申立文書 2 は連絡会議の添付資料の中の本件からぼりに関するものであると考えた。連絡会議の資料には本件からぼりを紹介する記載をしたが、連絡会議の資料に本件からぼりに関する資料は添付していない。具体的な事例紹介は口頭で行ったが、その際に手持ち資料は用意せず、また、連絡会議の席上で配付した資料も無い。
- エ 連絡会議の資料には、「・・・横浜市の基準法の取扱い基準に合わない内容で確認を行った。・・・」と記載した。指定確認検査機関に提出させた図面を見てこのように考えたものである。しかし、当該図面は、本件開示請求書において、本件請求と併せて請求された「上記「からぼり問題」の起案書」の対象行政文書の一部として、申立人に一部開示しているものであり、このほかに、このように考えた根拠となる資料は存在しない。
- オ 保有している本件からぼりの鑑定依頼とその回答に関係する文書は、本件請求を 含む申立人のこれまでの開示請求の対象行政文書として、すべて特定したことがあ るものである。
- カ 本件処分を行うに当たって、申立人に請求の内容や趣旨を確認した記憶はない。
- (4) 本件申立文書1の不存在について
 - ア 本件開示請求書には、「 上記「からぼり問題」の行政文書が非開示された場合、 局長決裁によるものか、理由を明記してほしい。」と記載されており、当該記載の 上部には、(2)で示したように、 及び と記された請求文書の記載が認められる ため、「上記「からぼり問題」の行政文書」とは、 又は と記された請求文書の いずれか、あるいは、双方を指しているものと考えられる。
 - 一方、申立人は、意見陳述において、本件開示請求書に記載した「上記「からぼ

り問題」の行政文書」とは、本件開示請求書に と記して記載した請求文書のことであると説明している。

このように、本件開示請求書の記載から考えても、意見陳述における申立人の説明によっても、「上記「からぼり問題」の行政文書」とは、本件申立文書1と同時に開示請求された文書を指しているものと解釈される。このため、本件申立文書1とは、本件申立文書1と同時に開示請求された文書を非開示決定しようとする際に作成される文書であると解することが適当であり、本件請求時には存在していない文書といえるものである。

イ 条例第5条では、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、 当該実施機関の保有する行政文書の開示を請求することができる。」と規定してお り、開示請求の対象となる行政文書は、請求時点に、実施機関が保有している文書 であると解することが適当である。したがって、実施機関が本件請求時に存在して いない本件申立文書1について、不存在のため非開示としたことは妥当である。

(5) 本件申立文書2の不存在について

ア 実施機関は、上記のとおり、連絡会議の添付資料のうち、本件からぼりに関する資料が本件申立文書2であると判断し、不存在のため非開示としたと説明している。

このため、当審査会は、実施機関に連絡会議の全添付資料を提出させて見分したが、本件からぼりに関する添付資料の存在を認めることはできなかった。

- イ さらに、実施機関に対し、連絡会議の添付資料以外の資料の存否についても確認したが、事例紹介時の手持ち資料及び連絡会議の席上での配付資料とも作成せず、用意しなかったため存在しないという回答であった。通常、何の資料も用意せずに会議等での説明に臨むとは考えがたいことではあるが、他に存在することを推認させる事情を認めることはできず、当審査会は実施機関の回答を覆すに足る確証を得ることはできなかった。
- ウ このほか、申立人は、意見陳述の際、本件申立文書 2 について、連絡会議の 資料に「・・・横浜市の基準法の取扱い基準に合わない内容で確認を行った。
 - ・・・」との記載があることから、実施機関がこのように考えた根拠資料を請求したものであると主張しているため、実施機関に説明を求めたところ、「上記「からぼり問題」の起案書」の対象行政文書として申立人に一部開示した図面がそれに該当する可能性があるが、当該図面は本件請求と同一の開示請求書

によって請求され、一部開示したものであり、このほかには存在しないとのことであった。当審査会は、当該図面を見分し、それが申立人に一部開示されていることを認めたが、このほかに、根拠となった資料が存在することを推認させる事情を認めることはできなかった。

- エ 以上のことから、実施機関が、本件申立文書 2 を不存在非開示としたことは、 妥当であったと判断する。
- オ なお、申立人は、実施機関が建築審査会の鑑定依頼を受けてから回答するまでの約4か月間に建築計画の変更があったのであるから、実施機関と指定確認検査機関等との協議の議事録が存在しないことは常識では考えられないことであると主張している。実施機関によれば、協議は行ったものの、議事録は作成しなかったとのことであり、当審査会においても、その存在を推認する事情を認めることはできなかった。この点について、当審査会としては、鑑定期間内に行われた協議及び建築計画の変更の経過に関する何らかの文書を作成しておくことが望ましかったと考えるところである。

(6) 開示請求者への確認等について

本来、対象行政文書の特定は、開示請求書に記載された請求内容から判断することを原則と考えるが、本件のように請求内容があいまいで不明確な場合には、文書特定の正確を期すため、開示請求者に対し、請求内容の確認及び請求内容に応じた的確な記載を促すための説明に努められることを実施機関に要望する。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、 妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 18年 8 月 24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 18年 9 月 1 日 (第29回第三部会) 平成 18年 9 月 13日 (第91回第二部会) 平成 18年 9 月 14日 (第92回第一部会)	・諮問の報告
平成18年9月26日	・異議申立人から意見書を受理
平成18年11月 8 日 (第94回第二部会)	・審議
平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・審議
平成19年2月13日 (第100回第二部会)	・審議
平成19年2月28日 (第101回第二部会)	•審議